

高等学校

消費者教育指導事例集



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和4年3月

埼玉県教育委員会
埼玉県県民生活部消費生活課

目 次

御挨拶	1
1 消費者市民社会を目指して	3
2 授業実践例	
(1) 家庭科（家庭総合）	4
(2) 家庭科（家庭総合）	8
(3) 公民科（公共）	14
(4) 情報科（情報Ⅰ）	18
(5) 部活動（漫画研究部）	24
3 消費生活センター相談員の現場から	30
4 資料	
(1) オンライン講演会の記録	31
(2) 埼玉県消費生活支援センターの取組	35
(3) 不当表示広告調査	36
(4) 消費者教育等の情報サイト一覧	37
5 消費者教育研究推進委員名簿	42

御挨拶

平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。成年になることで、クレジットカードの作成やローンの契約など、保護者の同意を得ずにできるようになることに加え、未成年者取消権が使えないなど、高校生にとって消費者問題が身近な存在になってまいります。

令和4年度から、年次進行により実施される高等学校学習指導要領においては、「家庭科」や「公民科」等を中心に契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深められるよう消費者教育の充実について示されております。消費者被害にあわないように自立した消費者の育成、消費者市民社会の担い手として責任ある行動ができるよう指導していかねばなりません。

県教育委員会では、家庭科、公民科、情報科の教員と消費生活相談員等の皆様による消費者教育研究推進委員会を立ち上げ、消費者市民社会を目指した事例研究をしていただきました。今回の事例研究では、消費生活支援センター等の関係機関と学校の実状に応じた連携をすることで、消費者教育の充実を図るため、各教科等において様々な取組をしていただきました。消費者教育において関係機関と学校が連携することで、関係機関による消費者問題等の専門性と教員の教科指導の専門性が相互に高まっていきます。生徒は、消費者教育を自分事として捉えることができ、社会参画にもつなげることができます。教科横断の視点も取り入れると、消費者教育について多角的に捉え、学習内容を充実させることができます。その他にも、本事例集では、委員会で行われたオンライン講演会の内容も掲載してあります。各校におかれましては、本事例集を参考に、生徒が消費者市民社会について自分事として捉えることができるよう、消費者教育を充実させていただきますことを期待しております。

結びに、本事例集の作成に当たりまして、御協力いただきました消費者教育研究推進委員の皆様、委員会で御講演をいただきました静岡大学学術院教育学領域教授 色川卓男氏に心から感謝を申し上げ、挨拶といたします。

令和4年3月

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課

課長 鎌田 勝之

御挨拶

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）」が施行され、国及び地方公共団体は、消費生活に関する知識の習得と実践的な能力を育成するための消費者教育に取り組むこととされました。これを踏まえ、本県では、県の消費者教育推進計画としても位置付ける「埼玉県消費生活基本計画」に基づき、消費者教育を推進しているところです。

令和4年4月から施行される「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）」により、18歳、19歳の方は保護者の同意なく契約の当事者となることができる一方、未成年者取消権を喪失するため、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。在学中に成年年齢を迎える高校生にとって、消費者としての正しい知識を身に付けることは従前にも増して重要なこととなります。

県ではこれまでも教育委員会と連携し、成年年齢を翌年に控えた高校2年生全員に啓発リーフレットを配布したほか、県消費生活支援センターにおいては、生徒や教職員、保護者等を対象にした「18歳成人に備えて学ぶ消費者教育講座」を開催し、啓発活動に取り組んでまいりました。

今、皆様が御覧になっているこの事例集は、さらなる消費者教育の推進に資するため、企画・作成されたものです。

県消費生活支援センターと学校をオンラインで中継する授業や、県消費生活課と連携した授業など具体的な事例が取り上げられているほか、消費生活相談員や教職員の生の声が反映された内容となっており、生徒が消費者問題を自分にとって身近な問題として捉えられるよう、工夫がなされております。

本事例集が多くの学校で活用され、消費者被害の未然防止につながることを願ってやみません。

最後に、御多忙にもかかわらず快くお引き受けいただいた消費者教育研究推進委員の皆様、有意義な御講演をいただきました静岡大学大学院教育学領域教授色川卓男様に厚く御礼申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和4年3月

埼玉県県民生活部消費生活課
課長 若松 孝治

1 消費者市民社会を目指して

平成30年6月に民法の定める成年年齢を引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行されます。

成年年齢引下げによって、18歳、19歳でも親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになることもあり、消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みなどについて学習する消費者教育の充実が求められています。

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、家庭科と公民科において、消費者教育の充実が図られました。消費者教育では、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、また、消費者教育の推進に関連する法律（消費者教育推進法）の定義に基づく消費者市民社会の担い手として、自覚をもって責任ある行動ができるようにすることが示されている。

県教育委員会では、家庭科、公民科、情報科の教員や消費生活相談員等による消費者教育研究推進委員会を立ち上げ、消費者市民社会の担い手の育成に向け、消費生活センター等の関係機関との連携をテーマに事例研究を行いました。

研究成果は、以下のとおりとなっています。

(1) 関係機関との連携

消費生活支援センター等の関係機関と連携した授業を実施する際には、事前に授業計画について双方で検討をすることが必要となります。消費者問題の具体的な事例や消費生活支援センターへの相談のロールプレイング等、専門性を生かした場面で連携することで、消費者の権利と責任を自覚した行動から社会参画への意識付けまで繋げることができました。

(2) 教科連携

家庭科と公民科における教科連携を実施しました。教育内容や時間の配分を検討してカリキュラム・マネジメントを進めることで、消費者教育について多角的に考えさせることができました。また、消費者教育に関する授業時間数の確保からも効果的でした。

各校におかれましては、自立した消費者の育成に向け、消費生活支援センター等の関係機関との連携や教科連携によるカリキュラム・マネジメント等、効果的な消費者教育の実施をお願いします。

本事例集は、高校教育指導課のホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/syouthisya.html>）にも掲載しております。掲載資料を基に、各校の実状に応じて、編集して活用いただき、消費者市民社会の担い手の育成に向けた一助となれば幸いです。

「消費生活センターからオンライン中継！ トラブル事例から学ぶ 契約の基礎」(ハイブリッド授業)

1 単元の指導目標

- (1) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるように、意思決定や契約の基礎を理解することができる。
- (2) 自立した消費者として生活情報を活用し、責任ある消費について問題を見出し、解決策を考え実践し論理的に表現するなど、適切な意思決定に基づいて行動することができる。
- (3) よりよい社会の構築に向けて、様々な人々と協働し課題を解決へ向けて主体的に取り組み、自分や家庭、地域の生活向上を目指して実践しようとする態度を養う。

2 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、現状と課題や意思決定について理解しているとともに、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めている。	・自立した消費者として、責任ある消費について問題を見出し、解決策を構想・実践し学習した内容を課題改善へ向けて論理的に表現することができる。	・よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組み、消費者市民の一員として自分や家庭、地域の生活の充実向上へ向けて実践しようとしている。

3 指導計画事例 (7 時間分)

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	学習内容	学習活動 / 【】は評価
1	・広告等の見方と消費者の権利と責任 ・不当表示広告調査指示 (冬休み課題)	・ネット広告等の中に誤認表示等が紛れていることを知り、調査の意義と方法を理解する (*消費生活課職員とオンライン中継)。【知】
2	・販売、支払方法の多様化	・三者間契約と、支払方法多様化に伴うトラブルや注意点を学ぶ。【知】
3	・調査を振り返らせる ・契約の基礎と消費者保護 (本時)	・消費生活相談員からトラブル事例と契約の基礎を考える (*消費生活相談員とオンライン中継)。【知】【思】
4	・社会とのつながりと消費者市民社会	・自立した消費者について理解を深める。【知】
5 6	・消費者市民として学校内外へ発信する 取組を企画、準備	・これまでの学習から、校内外へ消費生活に関するトラブル防止や啓発方法を構想し、媒体(標語、動画など)をグループで作成する。【思】【主】
7	・発表とまとめ	・発表から自立した消費者として一連の活動について考察する。【思】

4 授業実践（本時の学習内容）

題材名「トラブル事例から学ぶ 契約の基礎」（オンラインハイブリッド授業）

(1) 指導目標

- ・ 契約の基礎をトラブル事例や法制度から理解させる。
- ・ 相談員による講義を通じて、社会保障が身近なものであり消費者としての権利と義務を自覚させる。

(2) 本時の展開（3／7時間）チームティーチング T1：教師／T2：相談員

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点／○評価
導入	5分	・ 不当表示広告調査の振り返り	・ 振り返りから、消費者の権利と責任を自覚する。	T1：調査の意義から社会貢献に携わることができたと自覚させる。【思】
展開	35分	学習課題： 契約の基礎と重要性和、消費者保護の仕組みを地域のつながりから理解する		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の基礎（成立条件、権利と義務） ・ 最新のトラブル事例 ・ 成年年齢引き下げの影響 ・ 消費生活センターの役割と消費者保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約成立とクーリング・オフを正しく知る。 ・ 消費者トラブルが身近なものであることに気付く。 ・ 未成年取消しができないことから契約の重要性の理解を深める。 ・ 消費者保護としての法律や、消費生活センターの役割を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> T2:契約の成立と解消（クーリング・オフ等）のルールを理解させる。【知】 T1：消費者トラブルが身近に起きる可能性があることを認識させる。【思】 T2:相談員からのトラブル事例から被害や消費者保護が身近なものとして考えさせる。【知・思】 *相談員と教員が適宜話ができるように配慮する。
まとめ	10分	・ まとめと振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時の振り返り ・ 理解したことをワークシートに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> T1:ポイントを繰り返す ・ 契約の重要性やトラブルにあった時の問い合わせ先を理解できるようにする。 【思】

(3) 教材

スライド資料（PowerPoint 資料）、ワークシート

(4) 課題・考察

- ・ 学校の ICT 環境が不十分（ネット切断等が頻回）、生徒の ICT 授業の経験が少ない。
- ・ 相談員の専門性を活かし、授業時数を確保する点においてハイブリッドは有効であった。
- ・ オンラインではあったが生徒は程よい緊張感と新鮮さを持って授業に臨むことができた。
- ・ チャットを活用し生徒自ら講師へ質問でき、回答の共有も速やかに行うことができた。

スライド資料 (PowerPoint 資料)

消費生活センターからオンラインLIVE中継！
トラブル事例から学ぶ
契約の基礎

【本セッション講師】
消費生活センター長 消費生活センター
定例消費生活相談員
熊田真由美、山下朋子

1

復習1 「契約」はどれ？ 全て「契約」

①電車に乗る
②美容室で髪を切る
③自動販売機でお茶を買う

2

復習2 消費者トラブルにあったかも！？
これはどうしたらいいの・・・？
連絡先は・・・？

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188

3

復習3 情報の量や質・交渉力

消費者 弱い
企業 強い

契約の解消などが認められる制度
② クーリング・オフ制度 など

4

★ クーリング・オフ (特定取引法の場合)

契約をしても、頭を冷やす(cooling off)期間を与え、(一定の期間内)であれば(無条件)で契約を解除できる制度

○訪問販売、電話勧誘販売などの(不意打ち)的な勧誘による契約や、継続な契約について定められています

○クーリング・オフは必ず(書面)でクーリング・オフ期間(原則在店時に、契約解除通知を送付すれば成立)ハガキに書いて、特定記録郵便または郵便留書で送付。

○契約書面を受け取った日から(※) 日数、または(20) 日以内であること

5

クーリング・オフ？

クーリング・オフ できる？ できない

6

クーリング・オフ(解約)できない場合

店舗、インターネット・通販 など

レシートがあれば返品 できるんじゃないの？

「サービス」の一環

返品については、事業者が決めた「返品特約」に原則従う

7

★ 注文する時は、ここを必ず確認！

- ・代金はいくらかの？ いつ、どのように払うのか？
- ・送料はかかるのか？
- ・商品はいつ届くのか？ 返品はできるのか？
- ・注文先のサイト名(事業者名)の記載はあるか？
- ・注文先の住所、電話番号(メールアドレス)、責任者名の記載はあるか？
- ・何か特別な条件はないか？(契約期間や回数など)

8

契約書面例

契約書面例

9

フリマサービスのトラブル例

フリマサービスは個人間取引

10

★ フリマサービスは個人間取引

フリマサービスは個人間取引(購入者、出品者とも消費者)です。解決は当事者間で合うよう求められます。

商品の到着前や商品に納得する前に「評価」すると、代金だけ支払われて、出品者と連絡が取れなくなる場合があります。

トラブルにならないように、利用規約をよく読み、理解したうえで取引を行います。

11

フリマサービス利用規約

12

[POINT] 契約の基礎 () に入るのは、ア～ツのうちどれか？

1. 電車に乗ることも(ア) である。
2. 消費者トラブルにあったときの連絡先は(イ) 。
3. クーリング・オフは(ウ) 日以内であれば、(エ) で契約解除できる制度。(オ) 的な勧誘による契約等が対象で、契約書面を受け取った日から(カ) 日数、または20日以内であること。
4. フリマサービスは(ク) なので、解決は(コ) で、話し合うことになる。

13

★ [POINT] 契約の基礎 【解答】

1. 電車に乗ることも(ア、エ、契約) である。
2. 消費者トラブルにあったときの連絡先は(イ、188) 。
3. クーリング・オフは(ウ、一定期間) 日以内であれば、(エ、無条件) で契約解除できる制度。(オ、不意打ち) 的な勧誘による契約等が対象で、契約書面を受け取った日から(カ、8) 日数、または20日以内であること。
4. フリマサービスは(ク、個人間取引) なので、解決は(コ、当事者間) で、話し合うことになる。

14

2022年4月～ 「成年年齢引き下げ」

18歳で「成人」

15

引き下げの理由は様々

「オトナ」としての自覚を高める
経済を回す
選挙権18歳にあわせる(2016年～)
外国と合わせる 等

「ひとり」で契約できる
親権の対象から外れる
(自分で選べる例) 住む場所、進学、就職、結婚など

不安ではないですか？

16

18歳が、変わる！一アツとツとママさん パンフレット

17

年代別件数

年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
マルチ・マルチ未利用	24	273	31	24	26	23	35	19	455
構成比	5.3%	60.0%	6.8%	5.3%	5.7%	5.1%	7.7%	4.2%	100.0%

18



19



20

★ **学生マルチとは・・・**

1. 友人から誘われる
2. 検印に促されると勧誘を受ける
3. 高額な投資用マニュアルの購入を勧められる
4. 投資をして外でも儲からない＝借金貸さない
5. 紹介料をもらえると、友人を紹介するよう促される

問題点

- ・きっかけが友人・知人なので警戒しない、断りにくい
- ・被害が拡大しやすい
- ・友だちと失うものが多い
- ・借金(学生ローン)を背負う

21

★ **"未成年者の取消"・・・??**

未成年 (17歳) → 未成年者契約の取消し
 成年 (18歳) → 契約を解除できない

未成年者契約の取消し
 ・小遣いの範囲を超える額
 ・親の承諾なし
 ・内容などを書き
 ついていない

未成年は、取引の
 知識、経験、判断
 力が未熟だから
 法で保護します

成年
 ・契約金額不問
 ・自分の判断

学生、20歳になりたてで
 も、未成年契約の取消し
 はできません

22



23

怖いことばかり・・・??

24

18歳で成年

自分の身を守るには**自分**

不肖な広告に注意しましょう!!

25

消費生活センターに相談しよう!!

- ・専門の相談員が、あなたの立場に立って、丁寧に話を聞きます。
- ・相談員には守秘義務があります。他の誰かに知られることはありません。
- ・消費生活センターには、次々に新しい情報が寄せられています。
- ・相談は無料

または、埼玉県消費生活支援センター
TEL 048-261-0999

優しい相談員が丁寧に対応します。
 困ったら一人で悩まず、まず相談!!

26

ワークシート

消費生活センターからオンラインLIVE中継!!

2021年度 家庭総合1年

トラブル事例から学ぶ 契約の基礎

クーリング・オフ

契約をしても、頭を冷やす (cooling off) 期間を与え、() であれば () で契約を解除できる制度

○訪問販売、電話勧誘販売などの () 的な勧誘による契約や、
 複雑な契約について定められています

○契約書面を受け取った日から () 日間、または () 日間以内であること

クーリング・オフは必ず () で

- ・クーリング・オフ期限内 (消印有効) に、契約解除通知を送付すれば成立
- ・ハガキに書いて、特定記録郵便または簡易書留で送付
- ・証拠としてハガキはコピーして保管

注文する時は、3点も必ず確認!

- ・代金はいくらなのか? いつ、どのように払うのか?
- ・送料はかかるのか?
- ・商品はいくつ届くのか? 返品はできるのか?
- ・注文先のサイト名 (事業者名) の記載はあるか?
- ・注文先の住所、電話番号 (メールアドレス)、責任者の記載はあるか?
- ・何か特別な条件はないか? (契約期間や回数など)

プライマサーピスは 個人間取引

- ・プライマサーピスは 個人間取引 (購入者、出品者とも消費者) です。契約は **当事者間で** 行うように求められます。
- ・商品の到着物や商品に問題が生じた時に「**評価**」すると、代金だけ支払われて、**出品者と連絡が取れなくなる**ことがあります。
- ・トラブルにならないように、**利用規約をよく読み、理解**したうえで取引を行います。

【語群】

ア、189	イ、188	ウ、業者	エ、契約	オ、8
カ、10	キ、無条件	ク、条件付き	ケ、一定期間	
コ、民法に基づく表記	ク、個人間取引	サ、業者間取引		
ス、簡単な取引	セ、フリマサイトと購入者	ソ、当事者間		
タ、フリマサイトと出品者	チ、不意打ち	ツ、訪問		

"未成年者の取消"・・・??

未成年 (17歳) → 未成年者契約の取消し
 成年 (18歳) → 契約を解除できない

未成年者契約の取消し
 ・小遣いの範囲を超える額
 ・親の承諾なし
 ・未届
 ・成年だと嘘をついていない

未成年は、取引の
 知識、経験、判断
 力が未熟だから
 法で保護します

成年
 ・契約金額不問
 ・自分の判断

学生、20歳になりたても、未成年契約の取消しはできません

消費生活センターは身近な相談窓口です

消費者ホットライン

TEL 188

困ったら、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談してください。

- ・専門の相談員が、あなたの立場に立って、丁寧に話を聞きます。
- ・相談員には守秘義務があります。他の誰かに知られることはありません。
- ・消費生活センターには、次々に新しい情報が寄せられています。
- ・相談は無料

近くの消費生活センターにつながる

埼玉県消費生活支援センター
 最新のトラブル情報
 公式 Twitter @saitama_shoh

消費生活センターに相談しよう!!

MEMO

1年 組 番 氏名: ()

不当表示広告調査を通して批判的思考を養い、消費者市民として社会への参加を促す（県消費生活課との連携授業）

1 単元の指導目標

- (1) 18歳で成年になるにあたり必要となる、契約に関する正しい知識を身に付ける。特に若者に被害が多いインターネット広告を見る際の注意点を学び、消費者被害の未然防止に役立つ。
- (2) 実際の広告で問題がありそうな表現を分析して批判的思考で考えるなど、情報を適切に判断できるようにする。
- (3) よりよい社会の構築に向けて主体的に取り組み、消費者市民として実践しようとする。

本単元は、高等学校学習指導要領家庭科の内容「C持続可能な消費・環境」(2)消費行動と意思決定から、「責任ある消費について工夫する」に内容を絞って設定したものである。

2 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解しているとともに、生活情報を適切に収集・整理できる。	・自立した消費者として、生活情報を活用し、消費者が適切な意思決定に基づいて行動することができるよう問題を見いだして課題を設定し、思考を深めて調査し、行政に報告するなどして問題を解決する力を身に付けている。	・様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返ったりして、地域社会に参画しようとするとともに、消費者市民社会の実現を目指そうとしている。

3 指導計画事例（3時間分）

※評価の観点 【知】知識・技能 【思】思考・判断・表現 【主】主体的に学習に取り組む態度

	学習内容	学習活動 / 【】は評価
1	・ 広告の見方（本時）	・ 不当表示の実例から、疑わしい表現のポイントを理解する。【知】
2	・ 不当表示広告調査（本時） 	・ 不当表示広告と思われるものについて、批判的思考をもとに分析し、調査する。【思】 ・ 課題の解決に向けた一連の活動について、主体的に取り組もうとしている。【主】
3	・ 不当表示広告調査票への記入	・ 不当表示広告調査票に問題があると思われる表示や事業者の情報等を記入し、県消費生活課に提出する。【思】【主】

4 授業実践（本時の学習内容）

題材名「不当表示広告調査」

(1) 指導目標

- ・ 不当表示の実例から、疑わしい表現のポイントを理解している。
- ・ 不当表示広告と思われるものについて、批判的思考をもとに分析・調査することを通して、インターネット広告を見る際の注意点を理解し、消費者被害の未然防止に役立てる。
- ・ 課題の解決に向けた一連の活動について主体的に取り組み、不正義を正す消費者市民として行動しようとする。

(2) 本時の展開（1・2／3時間）

T1：教師 T2：県消費生活課職員

*講師（県職員）のフォローを教師が行う

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点／○評価
導入	10分	・ 消費者被害の心理的要因分析	・ 心理チェックに取り組み、誰もが消費者被害に遭うおそれがあることに気付く。	T2・昨年度実施の調査を振り返らせる。 T1/2・他人事ではなく自分ごととして捉えさせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 学習課題： 不当表示の疑いがある広告を調べ、消費者市民社会の形成に参画しよう </div>				
展開	70分	・ 広告の見方（景品表示法・優良誤認・有利誤認） ・ 不当表示広告調査	・ 不当表示の実例から、疑わしい表現のポイントを知る。 ・ スマホやタブレットを使い、優良誤認表示の商品・サービスを調べる。	T2・実際に行政指導された事例を多く紹介して、広告を見る際の注意点を理解させる。 T1/T2・机間指導を行い、助言して調査を支援する。 ○疑わしい表現のポイントを理解して調査している。【知】 ○批判的思考をもとに、広告を分析し、調査している。【思】
まとめ	20分	・ 発表 ・ 振り返り	・ 疑わしいと思われる表示を指摘して調査結果を説明する。 ・ 学習内容を振り返り、ワークシートに感想などを記入する。	T1・消費者市民として、不正義を見抜き行動することの重要性を確認する。 ○課題の解決に向けて主体的に取り組もうとしている。【主】

(3) 教材

スライド、ワークシート、不当表示広告調査票

(4) 課題・考察

同じ生徒が2年連続で調査を行った。1年目は多くの生徒が分かりにくい表示に疑問を抱き、批判的な視点を磨くことができた。2年目は調査対象を優良誤認に絞り調査を行うことで、不正を見抜く力を定着させることができ、社会への参加意欲を高めることにつながられた。今後も、よりよい社会の発展のために積極的に関与する責任ある消費者を育てていきたい。

不当表示広告調査



昨年度の調査を踏まえて、今年も「おかしい」広告を調査し



だまされやすさ 心理チェック

作成:立正大学 教授 西田公昭

あてはまる項目に ○をつけてください。

1 自分のまわりに、あまり悪い人はいないと思う。

2 相手に悪いので、人の話を一生懸命聞く方だ。

3 たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う。

4 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う。

5 有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう

6 人から勧められると、断れない方だ。

7 迷惑をかけたくないので、家族にも黙っていることがある。

8 実際、身近に相談できる人があまりいない。

9 しっかり者だと思われたい。

合計 個



県消費生活課の方のお話を聞いて、重要なポイントをまとめよう。

Blank area for writing notes, containing horizontal dashed lines.

WORK : 発表原稿をまとめよう

① 調査した商品・サービスの名称

② どのような商品・サービスか

③ あやしいと思った表示と、そう思った理由

あやしいと思った表示	そう思った理由
<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">批判的思考をもとに分析し、不当表示広告を調査しているか。【思】</div>	

④ クラスメイトの発表を聞いて、気が付いたことをメモしよう

振り返り

課題の解決に向けた一連の活動について、主体的に取り組もうとしているか。【主】

① 自分の不当表示広告調査が消費者被害の拡大を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らすことができる消費者市民社会の実現につながることを意識して調査することができた。

(A : よくできた B : できた C : あまりよくできなかった)

② 授業の感想

.....

.....

.....

どうする？ そのままで大丈夫？

アダルトサイト、
登録したつもりはないのに…



絶対もうかるっ
て言われたのに～

グランド
オープン。
来てね
…

すぐに
稼げる
ビジネス
紹介…

モニター
価格…

お試し1回だけ、
のつもりが、
また届いた…

先輩から、
友だちを紹介すれば
紹介料がもらえる、
って誘われたけど…

消費者庁イラスト集より

1人で悩まないで相談しよう！

消費者ホットライン

188

スマホから局番なしでつながります。

お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。



友だち登録で 最新の情報をお届けします。

※直接相談には対応していません。



国民生活センター公式LINEアカウント

LINE ID: @line_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」!



18歳で成人(大人)になります。

生活にどんな変化があるかを知りましょう！

「公民科と家庭科の教科横断・連携単元 消費者トラブル解決を自助・共助・公助の視点から考える」

1 単元の指導目標

- (1) 契約の意義や基本原則、情報の非対称性など消費者が熟慮に基づいた契約ができない状況、消費者を守るための法規制や消費者行政についての理解を基に、自立した消費主体となることや、消費者トラブルの解決・予防を通じた社会参加の意義について理解できるようにする。
- (2) 公正な社会や権利と責任などの見方・考え方を働かせ、消費者トラブルの解決・予防に向けて、自己だけでなく身近な人々も視野に入れ、協働して考察したり構想したりしたことを表現できるようにする。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、消費者問題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、消費者市民としての役割と責任についての多面的・多角的な考察や理解を基に、公共的な空間に協働して生きることの大切さについての自覚を深める。

2 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の意義や基本原則、情報の非対称性、消費者行政や法規について理解している。 ・ 自立した消費主体となることや、消費者トラブルの解決・予防を通じた社会参加の意義について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題について、公正な社会や権利と責任などの見方・考え方を働かせ、自己だけでなく身近な人々も視野に入れ考察している。 ・ 考察したり構想したりしたことを表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題を主体的に解決しようとする態度が涵養されている。 ・ 消費者市民としての役割と責任、公共的な空間に協働して生きることの大切さについての自覚を深めている。

3 指導計画事例 (3時間分)

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	学習内容 / 【】は担当教科	学習活動 / 【】は評価
1	<ul style="list-style-type: none"> ・【公】契約の意義や基本原則 ・【家】様々な消費者トラブル、悪質商法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私法に関する基本的な考え方を踏まえて、消費者契約を理解する。 ・ ロールプレイを通じて悪質商法の事例を理解し、トラブル発生の社会的背景を掴む。【知】
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【公】情報の非対称性 ・【家】消費者関係法規や消費者行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者が不利な立場に置かれやすい構造を、経済社会の視点から理解する。 ・ 消費者を守るための仕組みや消費者の自立の必要性について理解する。【知】
3	<ul style="list-style-type: none"> ・【公】「自助・共助・公助」 ・【公】【家】消費者市民としての共助の在り方を考える(本時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助を通じた消費者トラブルの解決・予防に向け、できること、活用すべき知識を考える。 ・ 全体提案とまとめ(*NPO法人「埼玉消費者被害をなくす会」へ企画を提案)【思】【主】

※第1時を家庭科で、第2時を公民科で扱うなどの役割分担を行うことも考えられる。

4 授業実践（本時の学習内容）

題材名「消費者市民としての共助の在り方を考える」

(1) 指導目標

- ・ 消費者トラブルの解決・予防に向けて、「自助・共助・公助」の視点から取り組むべきことについて、協働して考察したり構想したりしたことを表現できるようにする。
- ・ 消費者市民としての役割と責任についての自覚を深める。

(2) 本時の展開（3／3時間）チームティーチング T1：公民科担当／T2：家庭科担当

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点／○評価
導入	5分	・ 前時までの復習 ・ 消費者被害の実態把握	・ 被害に関するグラフを読み取り、知っているも被害に遭ってしまう理由を考える。	・ 身近に止めてくれる人がいたら、という視点に着目させる。【思】
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学習のテーマ 様々な消費者トラブルを解決・予防するため、仲間や地域に対して、私たちは何ができるだろうか？ </div>		
展開	25分	・ グループ学習の進め方を把握 ・ 消費者問題でサポートが必要な人々の想定 ・ 上記の人々が知っておくべき知識、有効な制度の想定 ・ 支援の方法の構想	・ グループ学習の進め方についてガイダンスを聴く。 ・ 身近にいる、困りそうな人を挙げる[ワークシート(1)(2)]。 ・ どんな立場から、どんな知識や制度を用い、どのような方法で啓発・サポートできるか、グループで考える[ワークシートの(3)～(5)]。 ・ ICT 端末を活用し、事例などを検索しながら検討する。	・ 適宜声掛けや机間指導 ・ T1は「公助の活用」という視点で、T2は「自助力の強化」という視点でアドバイスするよう努める。 ・ 前時までの学習事項を適宜見直しながら取り組むよう声掛けする。 ・ 取り組みの具体的な方法が出にくい場合は、事例を伝えたり、検索キーワードをアドバイスしたりする。 【思・主】
	10分	・ 全体提案	・ 各グループ1分を目安に発表 ・ ワークシート裏面に、他グループのアイデアをメモする。	
まとめ	10分	・ 「自助・共助・公助」 ・ まとめと振り返り	・ 「自助・共助・公助」について理解し、単元全体の学習事項を位置付け直す。[ワークシートの(6)～(8)]	・ 主に T1 が担当し、消費者問題における「共助」とは何か問いかける。【思】

(3) 教材

教科書、公共ワークシート「消費者の権利と責任」

(4) 課題・考察

- ・ 公共と家庭科目が同学年配置でない場合もあり、緊密なカリキュラムマネジメントが必要
- ・ 埼玉消費者被害をなくす会へ成果を企画提案するなど、社会参画意識を持たせることが重要
- ・ 成果として、視点が自助から広がり、より社会に関わって被害を減らしていこうとする態度が醸成された。消費者被害防止サポーター養成講習などへつなげていく可能性も期待される。

学習のテーマ

様々な消費者トラブルを解決・予防するため、
仲間や地域に対して、私たちは何ができるだろうか？



☆以下の手順で、班で課題に取り組みます。インターネットなども活用し、助け合いの具体例も探しながら、どんなことができるかアイデアをまとめ、全体に提案しましょう。

(1) ここまで学習した消費者問題についての知識を使って、どのような人を消費者トラブルから守る・救うことができるでしょうか。身近にいる、困りそうな人を想像し、できるだけたくさん挙げてみましょう。



(2) 今回、手助けする人を、(1)の中から一つ選び、○で囲みましょう。

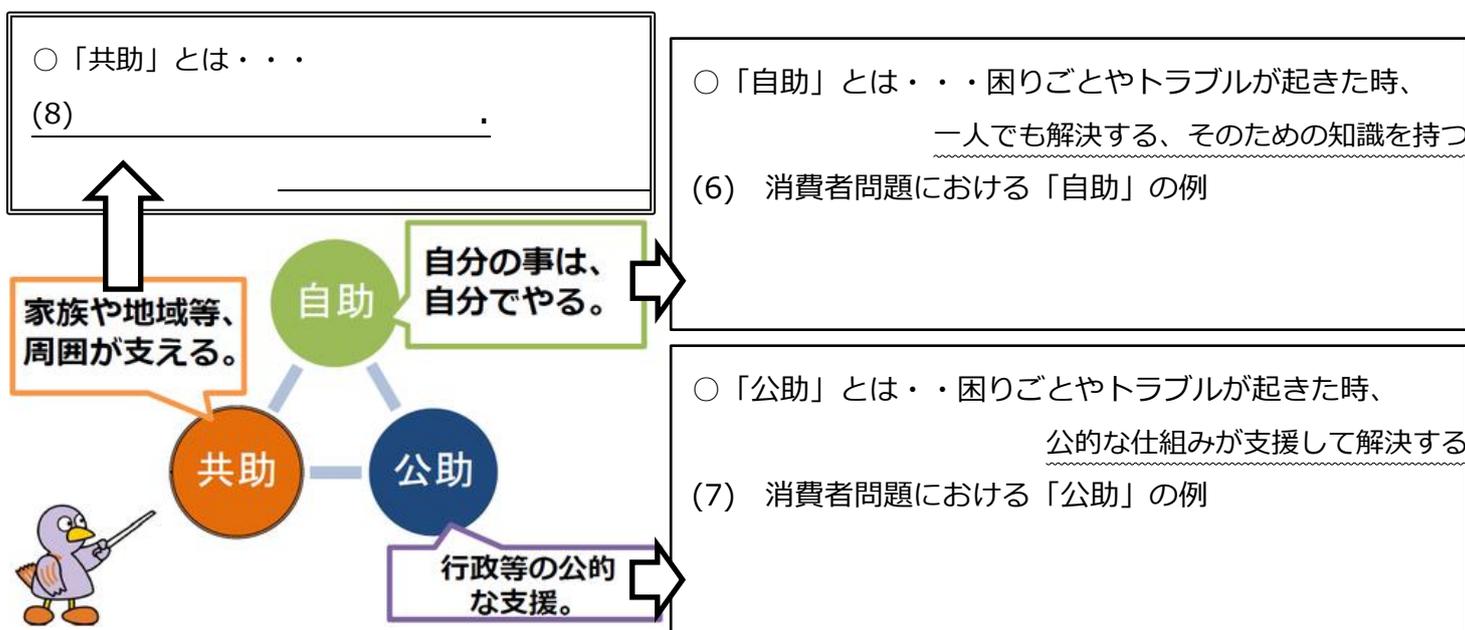
(3) あなたの班は、どのような立場で(2)で選んだ人を手助けしますか。

例：「18歳成年の高校生として」「ボランティアとして」「地域の一員として」など

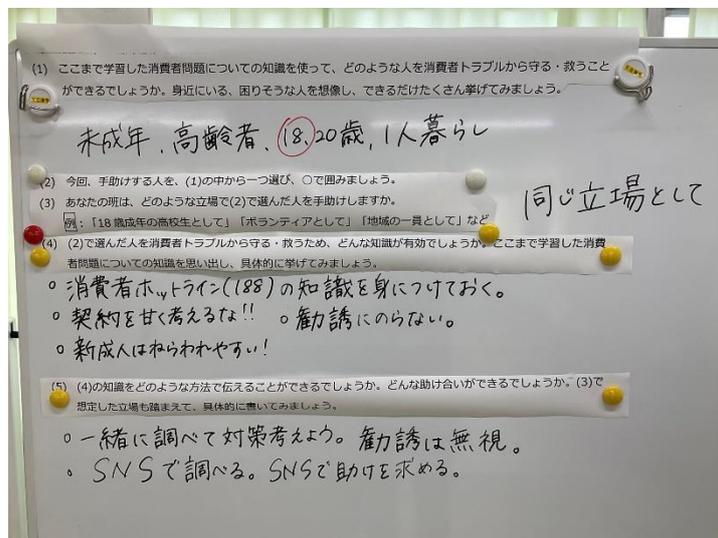
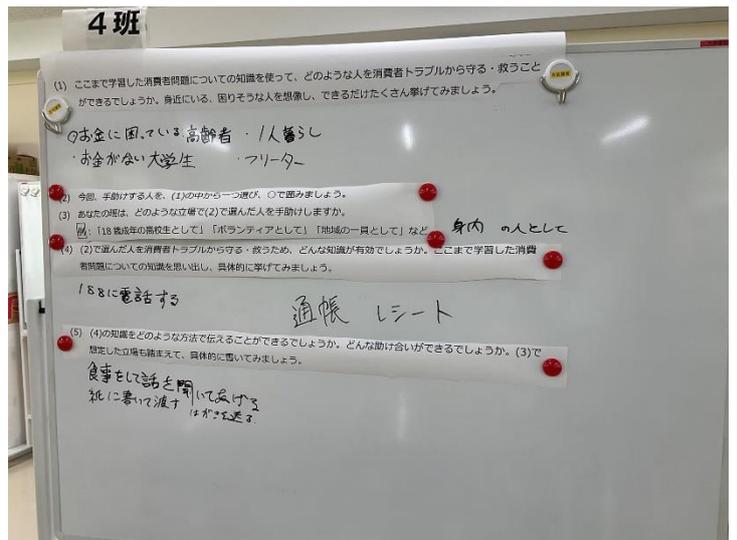
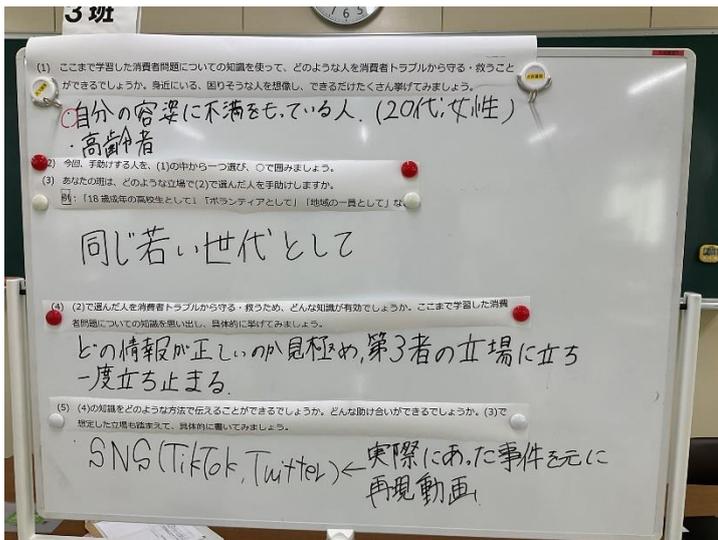
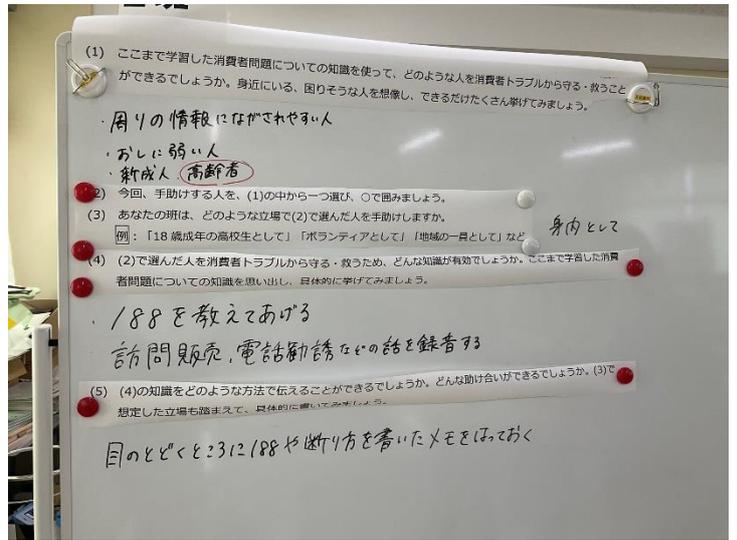
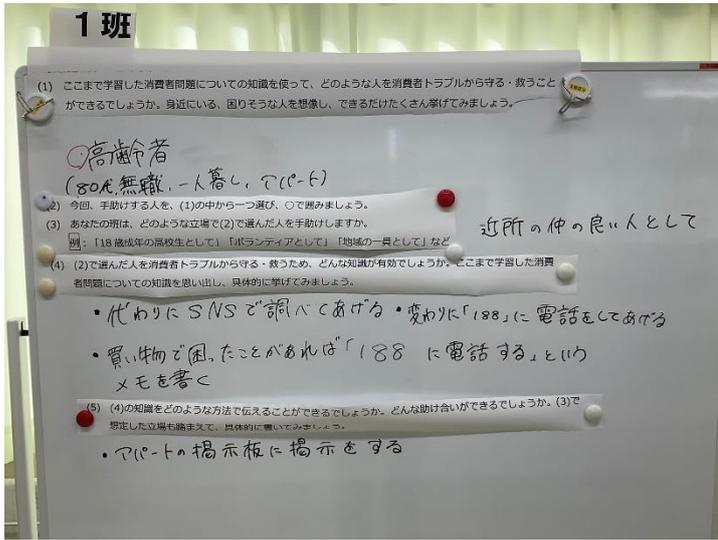
として

(4) (2)で選んだ人を消費者トラブルから守る・救うため、どんな知識が有効でしょうか。ここまで学習した消費者問題についての知識を思い出し、具体的に挙げてみましょう。

(5) (4)の知識をどのような方法で伝えることができるでしょうか。どんな助け合いができるでしょうか。(3)で想定した立場も踏まえて、具体的に書いてみましょう。



●生徒の話し合いの成果



金融広報アドバイザーによる金融リテラシー講座を踏まえた確定的モデルによるシミュレーション

1 単元の指導目標

- (1) 確率的モデル（モンテカルロ法）と確定的モデル（金利や返済方法）を作成し、表計算ソフトウェアでのシミュレーションを通してモデルを評価し改善する方法について理解する。
- (2) シミュレーションを適切に行うとともに、その結果を踏まえて問題の適切な解決方法を考える。
- (3) 生活の中で使用される数式によるシミュレーションを通して、返済方法の知識（元利均等、元金均等などの違い）などを適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

2 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・ 確定的モデル（ローンの返済額等）のモデル化する方法、シミュレーションを通してモデルを評価し改善する方法について理解している。	・ 返済額について適切な数式モデルを考えることができる。その結果を踏まえて問題の適切な解決方法を考えている。	・ 問題解決において表計算によるシミュレーションを積極的に活用することを通じて情報社会に主体的に参画しようとしている。

3 指導計画事例（3 時間分 ただし 1 時間は 6 5 分）

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

	学習内容	学習活動 / 【】は評価
1	・ モデル化とシミュレーション ・ 確率的モデル	・ モデル化やシミュレーションの目的や手順を理解する。【知】 ・ 表計算ソフトウェアを使用して乱数による確率モデルを使用してコインの裏表の出現回数の試行を行い、期待値と比較して考察する。【思】
2	・ 金融リテラシー講座 (金融広報アドバイザーによる「暮らしのお金の金利」の話)	・ リボ払いの仕組みと問題点や住宅ローンなどお金を計画的に借りるメリットと返済方法の知識（元利均等、元金均等などの違いなど）を学ぶ。【知】「お金に働いてもらう」という視点から資産形成についての知識を学ぶ。【知】
3	・ モデル化とシミュレーション ・ 確定的モデル	・ 表計算ソフトウェアで正しく式を立てることができる【知】。表計算ソフトウェアで絶対参照、関数を適切に使用することができる。【知】 ・ リボ払いや返済方法のシミュレーションを行い、その結果から考察することができる。【思】 ・ 金利や借入金額など数値を変えることにより将来実際に活用できるように意欲的に取り組んでいる。【主】

4 授業実践（本時の学習内容）

題材名「金融広報アドバイザーによる金融リテラシー講座を踏まえた確定的モデルによるシミュレーション」

(1) 指導目標

- ・ 前回、金融広報アドバイザーによる講義を通じて学んだ金融の知識を数式にあてはめシミュレーションを行う。また、金利の仕組みについて理解しメリット・デメリットを考える。

(2) 本時の展開（3 / 3時間） ※65分授業

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点 / ○評価
導入 5分	・ 時間外のATMの引き出し手数料と普通預金の金利を調べる。	・ インターネット調べ、手数料分と同額の金利を得るにはいくら貯金すればよいか、電卓で計算する。	・ %を100分の1に直せる。「預金額×利率＝利息」から「預金額＝利息÷利率」が思いつく【思】。
展開 50分	・ リボ払いの手数料の計算とシミュレーション ・ 返済方法（元利均等、元金均等、アドオン方式）の計算とシミュレーション	・ 手数料率15%、定額設定額10000円で12月に30万円、2月に2万円の買い物をした場合の月々の返済額と返済期間を計算する。計算後数値を変えてシミュレーションを行う。 ・ 借入金額1000000円、で金利4.5%、返済期間3年(36回)の場合、返済方法によって元金の減り方と月々の利息を計算する。計算後シミュレーションを行う。	手数料の計算式が立てられる。絶対参照が使用できる月々の利息は年利÷12で計算できる。【知】 実際のリボ払いの手数料率を調べシミュレーションできる。 【思】【主】 各方式の計算式を立てられる。PMT関数が説明書通りに活用できる【知】。借入金額、金利、返済期間など変えながらシミュレーションを行い、結果から考察する。【思】【主】
まとめ 10分	・ まとめと振り返り	・ 本時の振り返り ・ 数値を変えて計算することによって感じたこと考えたことを話し合う。	シミュレーションをした結果のメリット、デメリットを話し合う(リボ払いの問題点を挙げる)。【思】【主】

(3) 教材

教科書、金融広報アドバイザーの資料、自作ワークシート、シミュレーション用の表計算ソフトウェアファイル

(4) 課題・考察

- ・ 金融広報アドバイザーの講演内容を活かしきれていない。設定時間が短く与えた数式を表計算用の式に落とし込むことまでで、シミュレーションまでたどり着けない生徒が一定数いた(もう1時間必要)。
- ・ 金融広報アドバイザーに来てもらい金融の知識を得ることによって、今回の授業で使う数式の意味が理解でき身近なものになった。そのことで、授業が技能の取得だけでなく主体的に考えさせる内容にもなった。教員側もアドバイザーとの事前に打ち合わせや当日の講座を通して、シミュレーションのアイデアが浮かぶなど授業を活性化させ生徒に還元することに役立った。

モデル化とシミュレーション (P120～)

モデル化とは

問題の本質的な部分だけを残して問題を単純化・抽象化すること。

確率的モデルとは (P122)

サイコロを振った時に出る目のように、不確定な要素を含んだ現象がある。このような現象を確率的な考え方をを用いてモデル化したもの。

モンテカルロ法とは (P122)

確率モデルの中で乱数を用いて問題を解決する手法。

★乱数を使ったシミュレーション

(実習1) Excel で実験してみよう。

問題) 乱数を使用し、0.5 未満は「表」、それ以外は「裏」として 1 万回試行する
その作業を複数回試行し、結果を記入する

	表の出現回数	裏の出現回数
最初の 1 万回		
2回目の 1 万回		
3回目の 1 万回		
4回目の 1 万回		
5回目の 1 万回		

使用する関数

=RAND()

=IF(論理式, 真の場合, 偽の場合)

=COUNTIF(範囲, 検索条件)

(実習2) 電子サイコロを使って理論上の確率と比較しよう

問題) 電子サイコロを作成し、サイコロの目の出る確率を調べよう

		出現確率 1回目	出現確率 2回目	出現確率 3回目	出現確率 4回目
1の目					
2の目					
3の目					
4の目					
5の目					
6の目					

使用する関数

=RAND()

=INT()

→指定した数値を超えない最大の整数を返します。

(つまり正の数場合は切り捨て)

=COUNTIF(範囲, 検索条件)

考察)

RAND () 関数と INT () 関数を使ってサイコロを作るには? 式を考えよう。

(答え)

=int(rand() * 6) + 1

★確定的モデルを使ったシミュレーション (P125)

*** ウォームアップ ***

現在、普通預金の金利は？ () % = ()
現在、時間外のATMでの引き出し利用料は(一般的な銀行) () 円

では、いくら預ければ、1年で時間外金利と同額になる？

*** 復習 ***

複利とは (元金だけでなく、利息にも利子が付く)

○リボリビング払い(リボ払い、リボ定額払い)

リボ払い (リボルビング払いのことで、クレジットカードなどの支払いで、毎月あらかじめ設定した定額を返済する方法。)

リボ払いのメリット (毎月決められた額の返済なので、管理しやすい(支出を一定にできる)。)

リボ払いのデメリット (手数料(金利)が高い。一見少額に感じるので負担感が少ないがトータルすると多額の手数料を払うことになる。借り続けると残高が減らない。)

★リボ払いの手数料の計算式 $\text{残債(前月)} \times \text{手数料率(月額)}$

○返済方式

元利均等返済方式 (返済額が一定(その中で、元本と利息を按分する)で、返済計画が立てやすい。ただし、元金均等より元金の返済ペースが遅く総額が増える)

★元利均等の月々の返済額の計算式 $-PMT(\text{利率}, \text{期間}, \text{現在価値}, \text{将来価値}, \text{型})$ ⇒右ページ参照

元金均等返済方式 (元金を毎月同じ額ずつ返済し、残金に応じた利息が上乗せされる。元利均等より元金の返済ペースが速く返済額を抑えることができる。ただし、当初の返済額が元利均等より多い。)

★元金均等の月々の返済額の計算式
元本： $\text{借入金額} \div \text{返済回数}$
利子： $\text{残債} \times \text{金利(月額)} \text{借入金額}$

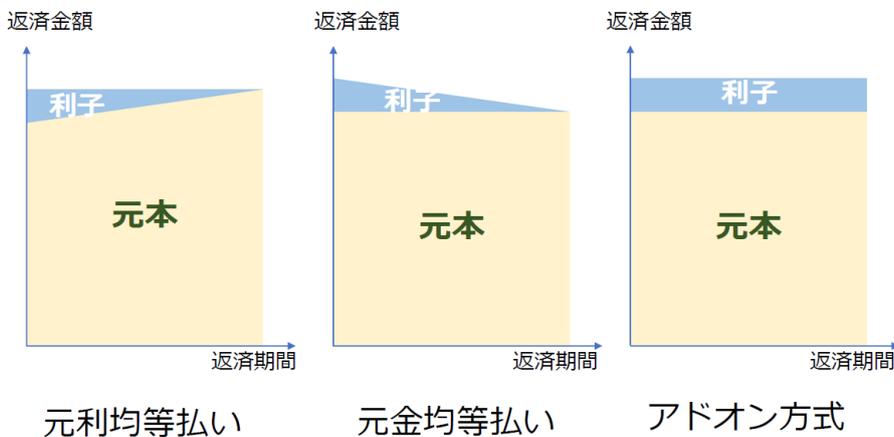
返済額： 元本 + 利息

○利息計算方式

残債方式	〔 残っている借入金額に対して、利息を計算する。 〕
アドオン方式	

★アドオン方式の計算式

元本： 借入金額 ÷ 返済回数
利息： 借入金額 × 金利 × 返済期間（年）
返済額： 元本 + 利息



● PMT 関数

PMT 関数(ペイメント)は、元利均等返済方式(毎回の返済額が一定)での毎月の支払額(元本+利息)を求める事ができる。

構文

PMT(利率, 期間, 現在価値, [将来価値], [型])

※引数

利率 ローンの利率を指定します。

期間 ローン期間全体での支払回数の合計を指定します。

現在価値 ローン現在の価値、つまり、将来行われる一連の支払いを現時点で一括払いした場合の合計金額、または元金を指定します。

将来価値 (省略可) 投資の将来価値、つまり最後の支払いを行った後に残る現金の収支を指定します。省略すると、0(ゼロ)と見なされます。つまり、ローンの将来価値は 0 です。

型 (省略可) いつ支払いが行われるかを、数値の 0(期末)または 1(期首)で指定します。

例) 計算例

20,000,000 円を返済期間 20 年(返済回数 240 回(ヶ月))、年利 3%で借入れた場合の毎月の返済額。

利率： 月利 0.03÷12 3%=0.03

期間： 返済回数(期間) 240

現在価値：借入金額 20,000,000

将来価値：支払い終了後の残高 0

支払期日：期末(0 または省略)または期首(1) 省略

=PMT(月利, 返済回数, 借入金額,0)

=PMT(0.03/12, 240, 20000000, 0)

実行結果(毎月返済額)：¥110,920

借り入れの場合、結果はマイナスになるので - をつける

三郷市と連携した、漫画研究部による 「成年年齢引下げに伴うトラブル防止未然ポスター」作成

1 指導目標

- (1) 成年年齢引下げの背景や意義、課題を個人学習と協働学習を通じて多角的に理解する。
- (2) 他者の作品から新しい表現方法や新たな視点を習得する。
- (3) よりよい社会の構築に向けて、地域連携を通じて健全な社会を作る消費者市民の一員であることを自覚し、地域の生活向上を目指して実践しようとする態度を養う。

2 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げの背景から意義や目的、考えられる問題を理解している。 ・他者の作品を見ることで、新しい視点や作画技術を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げに関する様々な情報から自らが最も伝えたいことが何かを精選し、工夫して対象に合わせて表現することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークで他者の意見を聞き、自分の考えを積極的に発言し、協働して地域の中学生のためにトラブル未然防止へ向けた作品を仕上げようとしている。

3 指導計画事例（7時間分）

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

※Mission2～5は自身の考えや調べた内容をワークシートに記入させる

時間	学習内容	学習活動
1	<p>Mission 1 【ねらい】成年年齢引下げの概要と啓発の必要性を知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げの概要を知る。 ・高校生による啓発の必要性を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の解説を聞く。【知】 ・予想されるトラブルを調べる。【思・主】
2	<p>Mission 2 【ねらい】成年年齢引下げで起きると考えられる問題をグループで共有し他者の考えを知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調べた学びを他者と共有し、新しい着眼点や課題を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数学年で3～4人のグループで調べた内容を共有する（ワーク1）。【思】
3	<p>Mission 3 【ねらい】ディベートを通じて、自分が伝えたい啓発内容を再確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分と異なる考えを知り、視野を広げ理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の考えを肯定的に聞く。【主】 ・複数学年で5人対5人／グループを2つ作り、ディベートを行う。 *自分の考えと異なる考えを知る（ワーク2）。【知・思・主】

4	<p>Mission 4 展示会 【ねらい】他者のイラストから、考え方や表現方法を知り、自分の作品に生かす</p> <p>・展示会を通じて自分の考えと異なる人の表現方法や着眼点を知り、自分の作品に活かす。</p>	<p>・全員分のイラストと説明書を並べ、他者の作品から考えを広げる（ワーク3）。【主】</p>
5	<p>Mission 5 消費生活相談員講義 【ねらい】消費生活相談員から実際のトラブル事例を聞き、伝えたいことを深める</p> <p>・専門家から最新の若年者のトラブル事例を聞き、理解を深める。 ・選考会へ向けて、これまでの学習を作品に反映させる。</p>	<p>・オンラインで消費生活相談員から説明を聞く（ワーク3）。【知・主】 ・伝えたいことを明確にし、作品に反映させる。【思】</p>
6	<p>Mission 6 選考会 【ねらい】他者のイラストから、考え方や表現方法を知る</p> <p>・選考会を通じて、他者の意見や表現を知る。 ・絵の技術だけでなく、ポスターとしての意義や役割を考えて投票させる。</p>	<p>・全員分のイラストと説明書を並べ、他の作品から様々な視点、表現方法を知る。【主】 ・目的に適する作品に投票する。【思】 ・消費生活センター、三郷市職員などにも投票に協力していただく。</p>
7	<p>Mission 7 まとめ 【ねらい】人とのつながりを知り、責任感や使命感を持つ</p> <p>・これまでに関わった人たちとのつながりを再認識する。 ・特技を大切にし、自分の作品が与える影響や、他者からの期待感を知り責任感や使命感を持つ。 ・地元中学生のための取組が、健全な社会を作る消費者市民の一員であることを知る。</p>	<p>・記録した写真(資料で使用したもの)を見て、教員以外の大人との関わりを再認識する。 【思】 ・感想を発表し、振り返りシートを記入することで、全体の振り返りを行う（ワーク4）。 【思・主】</p>

(1) 教材

PowerPoint 資料（顧問作成）、ワークシート1～4

(2) 課題・考察

- ・ 地域連携のために複数回にわたる打合せが必要であったが、事前資料をメールで送付する等オンラインを活用し負担軽減に努めた。
- ・ 部活動は生徒の興味関心の高い分野であることから、意欲的に取り組ませることができた。
- ・ 地域に貢献することができる実体験を通じて、消費者市民としての役割と責任を持たせることができた。

三郷市と連携した、漫画研究部による「成年年齢引き下げに伴うトラブル防止未然ポスター」作成

Mission1 説明資料 (PowerPoint)

The presentation consists of 24 slides, numbered 1 through 24, arranged in a 3x8 grid. The slides are as follows:

- Slide 1:** 全国の現状 (National Current Status) - Overview of national statistics.
- Slide 2:** 埼玉県の現状 (Current Status of Saitama Prefecture) - Overview of prefectural statistics.
- Slide 3:** 人口統計 (Population Statistics) - Detailed population data.
- Slide 4:** 世帯数 (Number of Households) - Statistics on household trends.
- Slide 5:** 労働力 (Labor Force) - Statistics on the labor force.
- Slide 6:** 労働力 (Labor Force) - Another view of labor force statistics.
- Slide 7:** 年代別構成 (20歳未満) (Age Composition (Under 20)) - Pie chart showing age distribution.
- Slide 8:** 高齢化率 (高齢化率) (Aging Rate) - Statistics on the aging rate.
- Slide 9:** 出生率 (出生率) (Birth Rate) - Statistics on birth rates.
- Slide 10:** 出生率 (出生率) (Birth Rate) - Another view of birth rate statistics.
- Slide 11:** 出生率 (出生率) (Birth Rate) - Another view of birth rate statistics.
- Slide 12:** 出生率 (出生率) (Birth Rate) - Another view of birth rate statistics.
- Slide 13:** 「契約」はどれ? 全て「契約」 (What is a 'contract'? All are 'contracts') - Educational slide about contracts.
- Slide 14:** 「契約」とは (What is a 'contract') - Educational slide about contracts.
- Slide 15:** 未成年者の契約の取り扱い (Handling of contracts for minors) - Educational slide about contracts for minors.
- Slide 16:** 18歳から大人! (From 18 years old, you are an adult!) - Educational slide about the age of majority.
- Slide 17:** 出生率 (出生率) (Birth Rate) - Statistics on birth rates.
- Slide 18:** 月々のトレンドリバイブのラブ動画 成年年齢一人になる男へのメッセージ (Monthly trend rebirth love video: Message to a man becoming an adult) - Video frame.
- Slide 19:** 消費者から、プロの心、プロスタッフの感謝 (From consumers, the heart of a professional, thank you from professional staff) - Educational slide about consumer rights.
- Slide 20:** 消費者から、プロの心、プロスタッフの感謝 (From consumers, the heart of a professional, thank you from professional staff) - Educational slide about consumer rights.
- Slide 21:** 消費者の権利と責任 (Print版) (Consumer rights and responsibilities (Print version)) - Educational slide about consumer rights.
- Slide 22:** 消費者の権利と責任 (Print版) (Consumer rights and responsibilities (Print version)) - Educational slide about consumer rights.
- Slide 23:** 消費者の権利と責任 (Print版) (Consumer rights and responsibilities (Print version)) - Educational slide about consumer rights.
- Slide 24:** 消費者の権利と責任 (Print版) (Consumer rights and responsibilities (Print version)) - Educational slide about consumer rights.

ワーク 1

演研 成年引き下げプロジェクト

Mission2 (書体がどろってほくてごめんさい) 以下の3点を調べてくる

① 背景

② 未成年取消権とは

③ 若年者向けのトラブルの特徴

* 出典調べておくこと



ワーク 2

<演研 成年引き下げプロジェクト>

Mission3

1. 調べてきたことのグループシェア (枠内にグループの意見を MEMO)

① 背景

② 未成年取消権とは

③ 若年者向けのトラブルの特徴

2. 成年引き下げ 賛成 or 反対 ★ディベート～自分と異なる考えを知る

賛成 or 反対 (いずれかに○)

自分の意見、理由

グループの意見、理由

相手の意見、考え

自分の最終結論(どちらかに○) ⇒ 「成年引き下げには **賛成** or **反対** である」

理由

ディベートを通じて

①自分の考えにどのような影響があったか、気づいたこと

②感想

③自分が「成年引き下げ」のトラブル防止へ向けて伝えたいこと

【宿題】これまでの mission を通じて、以下の2つを用意せよ！

① 1点以上のラフ画・線画等構図 (A4、形式自由)

② 伝えたい内容がわかる説明書 **5月7日(金)まで**

～予告～ 消費生活相談員さんのオンラインライブ中継実施予定(5月10日)

ワーク 3

<漫研 成年引き下げプロジェクト>

Mission4&5

1. 作品展示会(1回目)

①「いいね！👍」コメントを書く
 ②他の人の作品を見て、修正したい点があれば修正を見習いたいところ、取り入れたいアイデアなど

修正案 MEMO

2. 消費生活相談員さんに聞きたいこと

実際の相談にのっているプロです。リアルなトラブル事例を聞きましょう♪

3. 消費生活相談員さんから聞いたこと

作画 MEMO

4. 相談員さんとの会話から気づいたこと、知ったこと、感想



ワーク 4

漫研 成年引き下げプロジェクト

Final Mission～全員提出～

三郷市の広報誌に「特集」として調べ学習からポスター作成までの mission が掲載されます。
 地域に携わる大きなプロジェクトに取り組んだ2021年でした。
 時間が経ってしまいましたが、各自の振り返りをしましょう！

A) ①～④について「気づいたこと、わかったこと、印象に残っていること」を具体的に記入しよう

①成年下げの調べ学習について

②ディベートを通じて

③他の人の作品を見て(製作途中に2回実施した展覧会)

④mission 全体を通じて

B) 成年年齢引き下げで、自分にどのような影響がある(または影響はない)と思うか、具体的に記入すること *理由も含めて

C) 今後取り組んでみたい、「イラストを用いた、社会をよくする活動」があればぜひ！(任意)

三郷市役所職員、教育委員会の先生による最終選考

みさと



①調べ学習について

「成年年齢引き下げ」の存在は知っていましたが、最初は調べようとしていなかったため、学習機会を貰い成年年齢引き下げがどれだけ自分に影響するのか、大切なことなのかをわかりました。

②ディベートを通じて

自らの意見と反対の意見を聞くことで、意見自体は変わなくても反対の意見を否定するだけではなくなりました。

③他の人の作品を見て(製作途中に2回実施した展覧会)

私とは全くちがう価値感を描いてきたり、とても感動できる絵があって、見ていて私との違い、私の足りなさが見つかって、いい勉強になった。

④mission 全体を通じて

私には、この1ヶ月のサポートがあって、今年の4月から変わることがわかってはるけど、知らない人に対して、もっと広めていきたい。



3 消費生活センター相談員の現場から

《消費生活相談員の仕事とは》



私たち消費生活相談員（国家資格）は、さまざまな消費生活に関する問題を扱うため、法律や情報等、幅広い知識が必要とされます。電話や来所で、主に契約や解約のトラブルについて相談を受けた際、問題を解決するために適切な助言やあっせんを行っています。また、相談された内容は相談員が全て記録し、消費者庁や国民生活センターをはじめ、全国の消費生活センターを結んだデータベース

に蓄積され、事業者の行政処分や法律改正等に役立てています。他にも、市町村や学校での啓発活動や、弁護士会をはじめ各種審議会や協力団体等との会議や研修会を通して情報交換を行い、常に最新の知識を身に付け、発信していけるよう努めています。

《消費生活相談員が講座を実施すると・・・》

実際に起こった悪質商法等の具体的な手口やトラブルの内容を、リアルに伝えられるのは消費生活相談員ならではです。消費者問題に無関心で何が消費者トラブルかわからない若者は、被害にあっても気づきません。消費生活相談員がリアルな相談事例を伝えることで、被害を他人事ととらえず、「事前に知識や情報を身に着けることが大切だ」と自ら気付く実践的な消費者教育が行えます。



例えばロールプレイングで先生や生徒に騙す側や騙される側を演じてもらい、生徒の興味を引きながら実施することで、演者も含めてトラブルを実感でき関心をもってもらえます。

また具体的な消費者被害について焦点を絞った講座を行うことで、より深く印象に残り「なんとなく聞いた」で終わってしまうことを防ぎます。さらに、消費者トラブルが発生した際の対処法や解決についても伝え、消費者センターへの相談は自身の被害解決に留まらず、さらなるトラブル防止に役立ち、一人ひとりのその行動が消費者市民社会の一員の役割だと考えるきっかけになります。

《講座には事前の打合せが大切です！》



限られた時間でより良い講座を実施するためには、事前にもどの程度の消費者教育が行われているか、今後の授業の進め方等の情報をいただくと、授業内容と連携することができます。また、上記のような具体的なオーダーをいただくと、生徒の記憶の定着にもつながると思います。お忙しいとは思いますが、事前の打ち合わせ（多忙な際は電話よりメールが有効です）にご協力いただくことで、授業と連携し印象に残る講座を行うことができます。

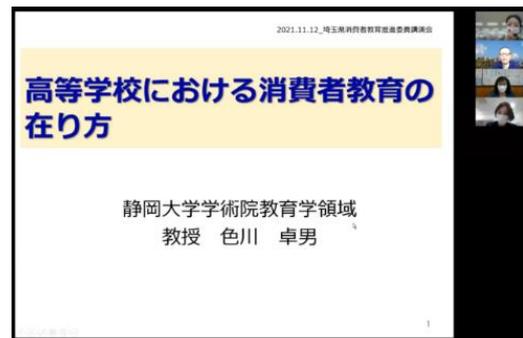
よろしくお願いします。

消費生活相談員 岡田香織 鎌田伊津子 山下則子

4 資料

(1) オンライン講演会の記録

高等学校における消費者教育の在り方
静岡大学学術院教育学領域
教授 色川 卓男



I 「成年年齢引き下げ」と消費者教育

令和4年4月から、高校では、18歳が成人として扱われるので、未成年の契約取消ができなくなるのが1番大きな課題となっている。国としては、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム、成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンを実施し、消費者教育の充実を図るよう推進している。

実際に、私の授業を受講している大学生に対して、「今まで消費者教育を受講したか？」と質問をすると78%が「受講経験あり」と回答し、年々増加傾向にある。学習した内容としては、主に「情報リテラシー」、「クーリング・オフ」、「持続可能な社会」等が相対的に多かった一方、「家計管理・資産形成」や「消費者行政」についての受講経験が少なかった。消費者庁（徳島）の調査によると、契約知識の定着率が相対的に低いという結果もあり、成年年齢引下げの課題は、これまでの消費者教育の普及・定着問題ともいえるのである。そこでは改めてどのような体制整備が必要なのか、また何をどのように教えるべきかが重要となる。

II 消費者教育の推進体制と学校との連携について

消費者教育推進法(2012)により、消費者行政が、消費者の自立を支援するために、学校の消費者教育への関わりを強めるようになってきた。消費者行政は、消費者教育の担い手育成及び支援、消費者教育のコーディネーターの活用により消費者教育の充実を目指した。

消費者教育推進会議は「学校における消費者教育の充実に向けて」(2016)を示しており、ここでは時間数の確保、教員の指導力向上、最新の消費者問題を知るための外部人材の活用の提案をしているが、このような課題は、古くは国民生活審議会答申(1966)等で以前から指摘されており、現在まで解決に至らなかったことを示している。現在の地方消費者行政部局による学校への関わり方としては、主に出前講座数の増加、教材作成等が挙げられる。私の研究室で行った政令市への調査によると、出前講座、教材を連携して作成、教員研修、コーディネーターの活用は、徐々に高まってきている。中核市だが、市内全ての中学校を対象にして出前講座を実施している事例もある。また、出前講座で効果があった事例としては、生徒に消費生活センターへ実際に電話をさせるロールプレイングがある。このロールプレイングでは、実際に相談するとどういったやりとりになるのかを生徒たちはイメージできるというメリットがある。また、教員との教材作成もある。しかし、教材の評価は、その多くが利用率の集計にとどまっており、それを利用した効果についてはほとんど検証されていない。

そもそも地方消費者行政部局が学校での消費者教育の推進に向けて先生方に関わる場合に基本的に考えておくべきことは、あくまで学校では先生方が主役であるということである。出前講座等も一定の意義があるが、消費者教育全体の授業時間からすれば、ごく一部に過ぎない。その他多くの時間は先生方が担っている。その意味で地方消費者行政部局に求められているものは、先生方の疑問等を解決するレファレンス機能であり、「教材を探している時や調べたいことがある時はお気軽に職員までお尋ねください」と言える体制作りが重要となる。

Ⅲ 何を教えるか

自立した消費者とは、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる消費者、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に参画する消費者である。これに基づいて、消費者庁が「消費者教育の体系イメージマップ」を作成している。このような目標を参考に授業を組み立てると良い。その際には、教科連携をすると幅広く教えることができる。

もう少し具体的に、現在社会の状況・仕組みを考慮すると、消費者に具体的に求められている能力が以下のとおり3つある。

(1) 自ら動いて消費者問題を解決する能力

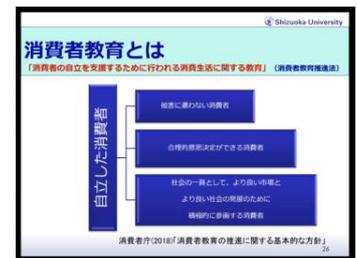
消費者契約法等は民事ルールなので、消費生活センターなどに相談する等自ら行動する能力が求められている。

(2) お金を管理し、資産を形成する能力

ライフステージを設計する際に、家計を管理する能力や適切な金融商品を選択できる能力等が必要になる。

(3) 持続可能な社会を実現するために、積極的に参画する能力

持続可能な社会を実現するために自分がどのように社会に関わるか。



これらの3つの能力を身に付けるために、消費者教育が必要になる。

中央教育審議会答申(H28)を踏まえ、関連する各教科等(家庭科、技術・家庭科、社会科、公民科等)において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実している。

小学校の学習指導要領における消費者教育に関しては、以下の内容が充実箇所となっている。

家庭科

- ・ 買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・ 物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

社会科

- ・ 販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること

中学校の学習指導要領における消費者教育に関しては、以下の内容が充実箇所となっている。

家庭科

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・ 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること

社会科

- ・ 市場の働きと経済に関連して、希少性に注目すること
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・ 消費者の保護と、それらの意義を理解すること

高等学校の学習指導要領における消費者教育に関しては、以下の内容が充実箇所となっている。

家庭科（家庭基礎）

- ・消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について消費について考察し、工夫すること

家庭科（家庭総合）

- ・キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること
- ・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること

公民科（公共）

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的な考え方

このように、今回の改訂から小中高と系統的に消費者教育を教えるようになっている。

具体的には、それぞれどのように教えるべきかが問われるが、ここでは例として以下の4つをあげる。

(1) 契約の何を教えるか

例えば「契約はいつ成立するのか？」は一見簡単そうであるが、間違える生徒も多い。間違ってしまう理由の一つとして、契約をプロセスとして理解していないためではないかと考えられる。契約は、当事者同士の意思表示、一方による「申込み」の意思と、他方による「承諾」の意思が合致することによって成立する。その後、消費者側は代金を支払い、店側は適切な商品を渡すことで契約が「終了」する。このように契約にはプロセスがあり、その出発点が契約の「成立」なのである。店側に落ち度がない場合には、消費者が一方向的に契約を解除できないが、特に消費者側がトラブルに遭いそうな特定の商法については、クーリング・オフが制度化されている。

また通信販売において「契約をやめる」については、「クーリング・オフができない」と教えるのではなく、「制度は無いが、返品特約の規定があるため、ルール（利用規約）を注文前に必ず確認する」と教えることが重要である。

トラブル対応の考え方としては、「特定商取引法」が使えなかったら、「消費者契約法」、「民法」とプロセスを踏んでいくため、法律の名称よりも法律同士の関係を理解させる必要がある。

(2) 消費者問題の何を教えるか

消費者問題を教える場合に、消費者問題の事例と歴史を取り上げた上で、消費者の権利と繋げたらどうか。現代の消費社会は、大量生産したものを大量消費することで、大量の消費者問題が引き起こされている社会である。生徒に具体的なイメージを持たせるために、年間5～6兆円と推計される消費者被害・トラブル額を示すのも考えられる。

そして現代の消費者問題は、1960年代から出てきた商品の品質問題、販売方法や契約・解約問題、資産形成問題、環境・IT問題と幅広い問題が出てきている。そのため、指導する際は、具体的な問題事例（例：森永ヒ素ミルク事件、ニセ牛缶事件、豊田商事等）を取り上げながら、このような消費者問題の社会問題化から「消費者の権利」の確立に繋がることを抑える必要がある。

(3) 消費者保護の仕組みの何を教えるか

消費者問題は、市場における事業者と消費者の情報力、交渉力等における格差に由来するので、その是正することが必要である。そのため消費者行政の目的は、消費者と事業者との間の実質的な平等を実現することである。その実質的平等をもたらす手段として、事業者の活動を規制する規制行政、消費者を支援する支援行政がある。これを消費者側から整理すると、「社会が消費者を守る」、「自分で守る」とまとめられる。「社会が消費者を守る」機関としては、消費生活センター、消費者庁、適格消費者団体等がある。

(4) 資産運用の何を教えるか

資産運用については、まずは普段の家計をコントロールできる能力の育成を出発点にして、金融リテラシー（金融や経済に関する知識や判断力のこと）の重要な一つとして教えると良い。ここでいう「金融リテラシー」とは、いわゆるお金儲けを教えることではなく、お金儲けがいかに大変なのかが理解できる内容になっていることが必要である。それが現実だからだ。そして教えるべき重要なキーワードとしては、以下の6点が挙げられる。

- | | | |
|---------|------------|--------|
| ・ 収支の管理 | ・ リスクとリターン | ・ 長期投資 |
| ・ 金利 | ・ 各金融商品の特徴 | ・ 分散投資 |

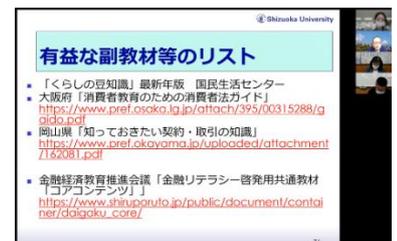
そして「どのような金融商品を選ぶか」は、私たちの社会参画の一つとなるという事も教える。例えば、ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資であり、SDGsと合わせて注目されている。

IV 終わりにあたって

- ・ 成年年齢の引下げという契機は、消費者教育の在り方を振り返る機会となる。
- ・ 消費生活センターは、学校を支援するのも仕事になっているので、上手に連携する。
- ・ 契約について教える際は、プロセスを踏まえた工夫が必要である。
- ・ 消費者問題は事例を取り上げながら、消費者の権利が確立していくプロセスで理解させる。
- ・ 消費者保護制度については、消費者と事業者との格差を理解させた上で、諸機関の機能を理解させる。
- ・ 資産運用については、金融リテラシーの一つとして教える。
- ・ 制度や法も、常に暫定的であるため、私たちの意思で変えることができるという社会参画の側面についても理解をさせておくことも重要である。

【有益な副教材等のリスト】

- ・ 「くらしの豆知識」最新年版 国民生活センター
- ・ 大阪府「消費者教育のための消費者法ガイド」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/395/00315288/gaido.pdf>
- ・ 岡山県「知っておきたい契約・取引の知識」
<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/162081.pdf>
- ・ 金融経済教育推進会議「金融リテラシー啓発用共通教材『コアコンテンツ』」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/daigaku_core/



(2) 埼玉県消費生活支援センターの取組

① 埼玉県消費生活支援センターとは

商品やサービスなどの契約トラブルに関して、相談員がアドバイスなどを行っています。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者への注意喚起や対処方法などの講座やセミナー、イベントなどを実施しています。

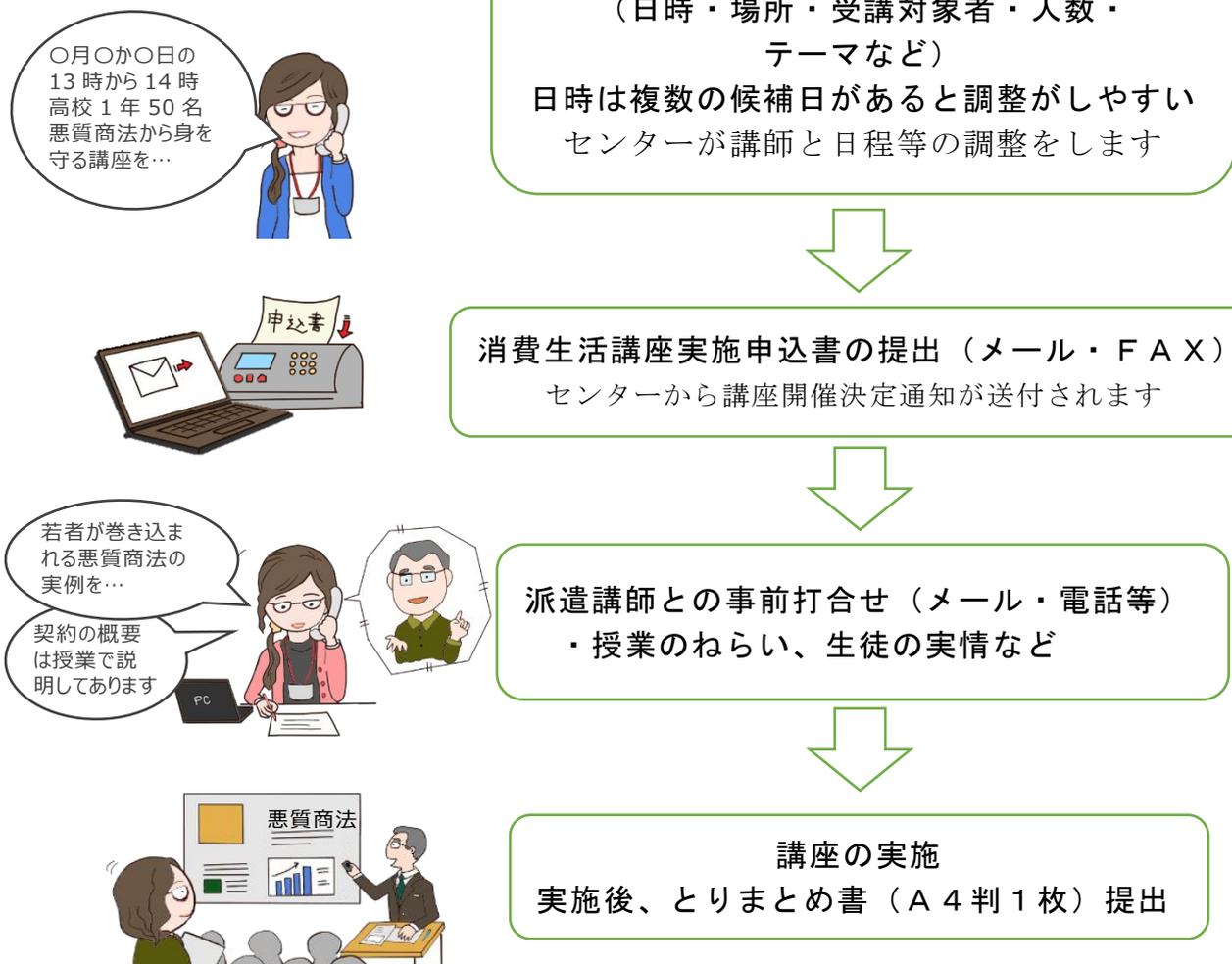
② 18歳成年を見据えた消費生活講座の実施について

令和4年4月から始まる成年年齢の引き下げを見据え、学校に消費生活相談員等の専門家を派遣（無料）し、講座の開催を支援しています。

○ テーマ

「高校生が巻き込まれやすい消費者トラブルとその対策」、「ネット・スマホ・SNSとの付き合い方」、「進学にかかるお金と奨学金」など

○ 申込から実施までの流れ 実施希望日の約2か月前



※ 学年単位やクラス単位の講座、卒業前の講座などをはじめ、保護者会等への講師派遣（オンラインも応相談）行っていますので、積極的に御活用ください。

(3) 不当表示広告調査

学校地域WIN-WINプロジェクト №40

不当表示広告調査のご案内 ～高校生の力が社会を動かします！～

オンライン授業、
少人数授業でも
実施できます！！



広告表示がきっかけのトラブルが増えています



近年、年代・性別を問わず広告表示がきっかけの消費者トラブルが増加しています。特に、10代、20代の若年層では、インターネット上の広告表示がきっかけで、消費者トラブルに遭う人が増えています。

埼玉県では、高校生と連携して、消費者トラブルにつながるおそれのあるウソや大げさな広告表示の調査を行っています。

普段、インターネットやSNSで何気なく目にしてしている広告表示を、高校生の皆さんの視点で調査し、調査結果を埼玉県に報告してもらいます。

皆さんからいただいた調査結果をもとに、埼玉県で行政指導等を行います。高校生の力で、社会を動かしてみませんか？

ガイダンス

- 県職員が各高校でガイダンスをします。
- どのような表示に気をつければよいか、事例クイズを中心に学習します。

調査・報告

- 普段目にしてしている広告表示の中から、不当表示広告と思われるものを調査します。調査票を作成し、県に報告します。
- 主体的に取り組むことで、批判的思考力、メディアリテラシーが身に付きます。

処分・指導

- 県が、皆さんから報告を受けた内容を精査し、行政指導等を実施します。
- 消費者トラブルの減少等、高校生の力が社会を動かします。

実施方法など、
まずはご相談
ください！！



消費生活課 事業者指導担当
電話：048-830-2934（直通）
メール：a2930-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 消費者教育等の情報・教材収集サイト

* リンクは、令和4年2月28日時点のものになります。

消費者教育

○消費者庁「消費者教育について知る」

<https://www.caa.go.jp/consumers/education/>



- ・教材や実践報告等
- ・食品ロス、エシカル等とも関連

○埼玉県消費生活支援センター

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/index.html>



- ・埼玉県内の最新トラブル事例、消費生活講座の申込、イベントの案内等

○金融広報中央委員会

「知るぽると 教員の方へ」<https://www.shiruporuto.jp/education/>

- ・金融教育、消費者教育実践事例や、各種データ、教材、指導書等



高校生向け教材「これであなたもひとり立ち」

ワークブック

<https://www.shiruporuto.jp/education/document/container/hitoridachi/text/>
指導書

<https://www.shiruporuto.jp/education/document/container/hitoridachi/edu/>



○埼玉県金融広報委員会「知るぽると埼玉」

<http://www.saitama-kinkoui.jp/>

- ・金融広報委員会関係刊行物の請求
- ・埼玉県の金融等のイベント申込（一般の方向けも含む）



○独立行政法人 国民生活センター「ウェブ版 国民生活」

<http://www.kokusen.go.jp/wko/>

- ・最新のトラブル事例や省庁の情報



○消費生活総合サポートセンター

<https://www.c-support.or.jp/page/home.html>



・消費者教育教材の提供

○文部科学省

「これならできる！消費者教育

自立した消費者を育成するための主体的な学びヒント&事例集」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/1415166_00003.htm



○埼玉県消費者被害をなくす会

適格消費者団体 特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

「埼玉消費者被害をなくす会」

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



「埼玉県消費者被害防止サポーター」

(埼玉県委託 インターネット適正広告推進事業)

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/supporter/index.html>



金融関連のポータル

○金融庁

「高校生向け授業動画・教員向け解説動画」

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/douga.html>



「基礎から学べる金融ガイド（冊子）」

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



○日本証券業協会「金融教育応援コーナー」

<https://www.jsda.or.jp/gakusyu/edu/index.html>



- ・金融関連の教材提供、セミナー情報

○証券知識普及プロジェクト「金融経済ナビ」

<https://kinyu-navi.jp/index.html>



- ・金融関連の様々な証券団体が参加し、公正・中立な立場から学校における金融経済教育に役立つ教材を提供

ライフプラン・保険

○生命保険文化センター

<https://www.jili.or.jp/taisho/index.html#anchor-teacher>



- ・家庭科、公民科向けの50分 PowerPoint 教材やネット上でライフプランが体験できる教材等の提供

持続可能性

○消費者庁

「エシカル消費特設サイト」 <https://www.ethical.caa.go.jp/>



- ・エシカル消費、サステナブルファッションなどの紹介

「[食ロス削減]食べもののムダをなくそうプロジェクト」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/



- ・食品ロス削減推進法、キャンペーンなど

○農林水産省

「食品ロス・食品リサイクル」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/



「容器包装リサイクル」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html>



○環境省

「プラスチックスマートキャンペーン」 <http://plastics-smart.env.go.jp/>

- ・プラスチックごみ全般の紹介と取組み



○ペットボトルリサイクル推進協議会

<https://www.petbottle-rec.gr.jp/>

- ・ペットボトルリサイクル推進のための業界団体による取組み、データ等



○SDG's TV

<https://sdgs.tv/>

- ・SDG's 普及啓発のための教育メディア（登録で動画利用可能）



成年年齢引下げ

○法務省

「成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット」

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



成年年齢引下げ特設ウェブサイト

「大人への道しるべ」の解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」等について

<https://seinen.go.jp>



「ブルーサーマル」との成年年齢引下げに係るタイアップポスターの掲示等について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html



○文部科学省

「政府広報 CP ポスター配布関係の御協力をお願い」

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html



○消費者庁

「LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」の開設について」

① アカウント名「消費者庁 若者ナビ！」 LINE ID : @caa_z

② 「友だち登録」の方法

LINE アプリをお手持ちのスマートフォン等にインストールした後、次のいずれかの方法で、「消費者庁 若者ナビ！」を「友だち」に登録してください。

・ URL : 右記のリンクから友だち登録 <https://lin.ee/Vly3NYf>

・ QR コード : 右記の QR コードを読み取り、友だち登録



5 消費者教育研究推進委員名簿

	氏 名	職 名 等
委 員	永田 祐子	鴻巣女子高等学校長
	奥 千加	秩父農工科学高等学校副校長
	山盛 敦子	蓮田松韻高等学校教頭
	池垣 陽子	蓮田松韻高等学校教諭
	石田 実里	三郷北高等学校教諭
	豊岡 寛行	八潮南高等学校教諭
	沖田 敦志	所沢北高等学校教諭
	氏家 敏道	消費生活支援センター担当部長
	岡田 香織	消費生活支援センター主任消費生活相談員
	山下 則子	消費生活支援センター主任消費生活相談員
	鎌田 伊津子	埼玉県金融広報委員会
幹 事	高杉 健五	消費生活課主幹
	松本 由美子	消費生活課主査
	菅野 祥憲	総合教育センター指導主事
	木塚 綾子	総合教育センター指導主事
	原口 真理子	高校教育指導課指導主事

令和4年3月発行

発行 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課
埼玉県県民生活部消費生活課



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

本事例集は、高校教育指導課のホームページでも御覧いただけます。

(ワークシートも電子データで提供しています。)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/syouhisya.html>

